

前橋市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(審査の申出) 第4条 省略 2～3 省略</p> <p>4～5 省略</p>	<p>(審査の申出) 第4条 省略 2～3 省略 4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5～6 省略</p>